
定 款

社会医療法人 関愛会

平成16年 1月15日 創立総会
平成16年 3月31日 知事認可
平成16年 4月14日 法人登記（成立）

定 款

第1章 名称及び事務所

第 1 条 本社は、社会医療法人関愛会と称する。

第 2 条 本社は、事務所を大分県大分市大字佐賀関 7 5 0 番地の 8 8 に置く。

第2章 目的及び事業

第 3 条 本社は、病院、診療所及び介護老人保健施設を經營し、科学的でかつ適正な医療及び疾病・負傷等により寝たきりの状態等にある老人に対し、看護、医学的管理下の介護及び必要な医療等を普及することを目的とする。

第 4 条 本社の開設する病院、診療所及び介護老人保健施設の名称及び開設場所は、次のとおりとする。

- (1) 社会医療法人 関愛会 佐賀関病院
大分県大分市大字佐賀関 7 5 0 番地の 8 8
- (2) 社会医療法人 関愛会 一尺屋診療所
大分県大分市大字一尺屋 2 3 6 8 番地の 1
- (3) 社会医療法人 関愛会 佐賀関診療所
大分県大分市大字佐賀関 7 5 0 番地の 9 1
- (4) 社会医療法人 関愛会 こうざきクリニック
大分県大分市大字本神崎 2 5 1 番地の 8
- (5) 社会医療法人 関愛会 三重東クリニック
大分県豊後大野市三重町小坂字柳井瀬 4 1 0 9 番地の 6 1
- (6) 社会医療法人 関愛会 清川診療所
大分県豊後大野市清川町砂田 1 8 7 7 番地の 3
- (7) 社会医療法人 関愛会 坂ノ市病院
大分県大分市坂ノ市中央 1 丁目 2 6 9 番

- (8) 社会医療法人 関愛会 王子クリニック
大分県大分市王子町1番11号
- (9) 社会医療法人 関愛会 介護老人保健施設せきの郷
大分県大分市大字一尺屋2357番地の1
- (10) 社会医療法人 関愛会 津守クリニック
大分県大分市大字津守496番地37
- (11) 社会医療法人 関愛会 介護老人保健施設やすらぎ苑
大分県大分市大字松岡字道ノ下1946番地

2 本団が大分県知事から社会医療法人として認定を受けて実施する救急医療等確保事業に係る業務及び病院の名称は、次のとおりとする。

- (1) 大分県医療計画に記載されたへき地医療（佐賀関病院）

第5条 本団は、前条に掲げる病院、診療所及び介護老人保健施設を経営するほか、医療法42条第1項の規定により、次の業務を行う。

- (1) 社会医療法人関愛会居宅介護支援事業所の経営
- (2) 社会医療法人関愛会通所介護事業所の経営
- (3) 社会医療法人関愛会訪問介護事業所の経営
- (4) 社会医療法人関愛会訪問看護ステーションの経営
- (5) 社会医療法人関愛会通所リハビリテーション事業所の経営
- (6) 社会医療法人関愛会有料老人ホームの経営
- (7) 社会医療法人関愛会短期入所生活介護事業所の経営
- (8) 大分市の委託を受けて行う地域支援事業（介護保険法にいう包括的支援事業）
- (9) 介護保険法に基づく介護予防支援事業
- (10) 社会医療法人関愛会短期入所療養介護事業所の経営

第6条 本団は、前2条に掲げる業務のほか、次の収益業務を行う。

- (1) 配食事業

第3章 資産及び会計

第7条 本団の資産は次のとおりとする。

- (1) 設立当時の財産

- (2) 設立後寄附された金品
- (3) 諸種の資産から生ずる果実
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

2 本社の設立当時の財産目録は、主たる事務所において備え置くものとする。

第 8 条 本社の資産のうち、次に掲げる財産を基本財産とする。

- (1) 社員総会で基本財産と定めた不動産
- (2) 社員総会で基本財産と定めた預貯金

2 基本財産は処分し、又は担保に供してはならない。ただし、特別の理由のある場合には、理事会及び社員総会の議決を経て、処分し、又は担保に供することができる。

第 9 条 本社の資産は、社員総会で定めた方法によって、理事長が管理する。

第 10 条 資産のうち現金は、確実な銀行又は信託会社に預け入れ若しくは信託し、又は国公債若しくは確実な有価証券に換え保管するものとする。

第 11 条 本社の収支予算は、毎会計年度開始前に理事会及び社員総会の議決を経て定める。

第 12 条 本社の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

第 13 条 本社の決算については、毎会計年度終了後2月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び社会医療法人の要件に該当する旨を説明する書類（以下「事業報告書等」という。）を作成しなければならない。

2 本社は、事業報告書等、監事の監査報告書及び本社の定款を事務所に備えて置き、請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

3 本社は、毎会計年度終了後3月以内に、事業報告書等及び監事の監査報告書を大分県知事に届け出なければならない。

第 14 条 決算の結果、剰余金を生じたときは、理事会及び社員総会の議決を経て、その全部又は一部を基本財産に繰り入れ、又は積立金として積み立てるものとし、配当してはならない。

第4章 役員

第15条 本団に、次の役員を置く。

- (1) 理事 6名以上18名以内
 - うち理事長 1名
 - 筆頭理事 1名
- (2) 監事 2名

第16条 理事及び監事は、社員総会において選任する。

- 2 本団の役員を選任するにあたっては、理事は6名を、監事は2名をそれぞれ下ることがなく、かつ、親族等の数は、役員の総数の3分の1を、他の同一の団体の理事等の数は、理事及び監事のそれぞれの数の3分の1を超えて含まれてはならない。なお、監事については、他の役員の親族等が含まれてはならない。
- 3 理事長は、理事の互選によって定める。
- 4 本団が開設する病院及び診療所の管理者は、必ず理事に加えなければならない。
- 5 前項の理事は、管理者の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。
- 6 理事又は監事のうち、その定数の5分の1を超える者が欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。

第17条 理事長のみが本団を代表する。

- 2 理事長は本団の業務を総理する。
- 3 理事は、本団の常務を処理し、理事長に事故があるときは、理事長があらかじめ定めた順位に従い、理事がその職務を行う。
- 4 監事は、次の職務を行う。
 - (1) 本団の業務を監査すること。
 - (2) 本団の財産の状況を監査すること。
 - (3) 本団の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後3月以内に社員総会又は理事に提出すること。
 - (4) 第1号又は第2号による監査の結果、本団の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくはこの定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを大分県知事又は社員総会に報告すること。
 - (5) 第4号の報告をするために必要があるときは、社員総会を招集すること。
 - (6) 本団の業務又は財産の状況について、理事に対して意見を述べること。
- 5 監事は、本団の理事又は職員（本団の開設する病院、診療所の管理者その他の職員を含む。）を兼ねてはならない。

第18条 役員の任期は2年とする。

2 補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、任期満了後といえども、後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

第19条 役員の報酬については勤務実態に即して支給することとし、役員の地位にあることのみによっては支給しない。

第5章 社員

第20条 本社の社員中、親族等の数は、社員の総数の3分の1を超えて含まれてはならない。

第21条 本社の社員になろうとする者は、社員総会の承認を得なければならない。

2 本社は、社員名簿を備え置き、社員の変更があるごとに必要な変更を加えなければならない。

第22条 社員は、次に掲げる理由によりその資格を失う。

(1) 除名

(2) 死亡

(3) 退社

2 社員であつて、社員たる義務を履行せず本社の定款に違反し又は品位を傷つける行為のあつた者は、社員総会の議決を経て除名することができる。

第23条 やむを得ない理由のあるときは、社員はその旨を理事長に届け出て、その同意を得て退社することができる。

第6章 会議

第24条 会議は、理事会及び社員総会とし、社員総会はこれを定時総会と臨時総会に分ける。

第25条 理事会は、理事長が招集し、その議長となる。

- 2 理事会を構成する理事の3分の1以上から連名をもって理事会の目的たる事項を示して請求があったときは、理事長は理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。
- 4 第33条第1号から第8号までに掲げる事項は、理事会において理事総数の3分の2以上の多数による議決を必要とし、その他の事項については理事総数の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 理事は、理事会において1個の議決権及び選挙権を有する。ただし、理事会の議決事項につき特別の利害関係を有する者は、当該事項につきその議決権を行使できない。
- 6 理事会に出席することのできない理事は、あらかじめ通知のあった事項についてのみ書面をもって議決権及び選挙権を行使することができる。

第26条 定時総会は、毎年2回、3月及び5月に開催する。

第27条 理事長は、必要があると認めるときは、いつでも臨時総会を招集することができる。

2 社員総会の議長は、社員総会において選任する。

3 理事長は、総社員の5分の1以上の社員から会議に付議すべき事項を示して臨時総会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に、これを招集しなければならない。

第28条 次の事項は、社員総会の議決を経なければならない。

- (1) 定款の変更
- (2) 基本財産の設定及び処分（担保提供を含む。）
- (3) 毎事業年度の事業計画の決定及び変更
- (4) 財産の取得又は改良に充てるための資金の保有額の決定及び取崩し
- (5) 将来の特定の事業の計画及び変更並びに特定事業準備資金の積立額の決定及び取崩し
- (6) 収支予算及び決算の決定
- (7) 剰余金又は損失金の処理
- (8) 借入金額の最高限度の決定
- (9) 理事及び監事に対する報酬等の支給の基準の決定及び変更
- (10) 社員の入社及び除名
- (11) 本社の解散
- (12) 他の医療法人との合併契約の締結
- (13) その他重要な事項

第29条 社員総会は、総社員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。

2 社員総会の議事は、出席した社員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 前項の場合において、議長は、社員として議決に加わることができない。

第30条 社員総会の招集は、期日の少なくとも5日前までに会議の目的である事項、日時及び場所を記載し、理事長がこれに記名した書面で社員に通知しなければならない。

2 社員総会においては、前項の規定によってあらかじめ通知した事項のほか議決することができない。ただし、急を要する場合はこの限りではない。

第31条 社員は社員総会において1個の議決権及び選挙権を有する。ただし、社員総会の議決事項につき特別の利害関係を有する者は、当該事項につきその議決権を行使できない。

2 社員総会に出席することのできない社員は、あらかじめ通知のあった事項についてのみ書面をもって議決権及び選挙権を行使することができる。

第32条 理事会の議事についての細則は、理事会で定める。

2 社員総会の議事についての細則は、社員総会で定める。

第7章 定款の変更

第33条 この定款は、社員総会の議決を経、かつ、大分県知事の認可を得なければ変更することができない。

第8章 解散及び合併

第34条 本社は、次の事由によって解散する。

- (1) 目的たる業務の成功の不能
- (2) 社員総会の決議
- (3) 社員の欠亡
- (4) 他の医療法人との合併
- (5) 破産手続開始の決定

(6) 設立認可の取消し

- 2 本社は、総社員の4分の3以上の賛成がなければ、前項第2号の社員総会の決議をすることができない。
- 3 第1項第1号又は第2号の事由により解散する場合は、大分県知事の認可を受けなければならない。

第35条 本会社が解散したときは、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、理事がその清算人となる。ただし、社員総会の議決によって理事以外の者を選任することができる。

- 2 清算人は、社員の欠亡による事由によって本会社が解散した場合には、大分県知事にその旨を届け出なければならない。
- 3 清算人は、次の各号に掲げる職務を行い、又、当該職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。

(1) 現務の終了

(2) 債権の取立て及び債務の弁済

(3) 残余財産の引渡し

第36条 本会社が解散した場合の残余財産は、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、国若しくは地方公共団体又は他の社会医療法人に帰属させるものとする。

第37条 本社は、総社員の同意があるときは、大分県知事の認可を得て、他の社団医療法人と合併することができる。

第9章 雑 則

第38条 本社の公告は、官報によって行う。

第39条 この定款の施行細則は、理事会及び社員総会の議決を経て定める。

附 則

第1条 この定款は、大分県知事の認可の日（平成16年3月31日）から施行する。

第2条 本会社設立当初の役員は次のとおりとする。

理事長	長 松 宜 哉
筆頭理事	増 永 義 則
理 事	城 日 出 徳
理 事	甲 原 芳 範
監 事	林 浩 治

第 3 条 本社の設立当初の会計年度は、第 12 条の規定にかかわらず、設立の日から平成 17 年 3 月 31 日までとする。

第 4 条 本社の設立当初の役員の任期は、第 18 条の規定にかかわらず、平成 17 年 3 月 31 日までとする

附 則

この定款の変更は、大分県知事の認可のあった日（平成 16 年 4 月 20 日）から施行する。

附 則

この定款の変更は、大分県知事の認可のあった日（平成 16 年 6 月 4 日）から施行する。

附 則

この定款の変更は、大分県知事へ届け出た日（平成 16 年 9 月 21 日）から施行する。

附 則

この定款の変更は、大分県知事の認可のあった日（平成 17 年 6 月 2 日）から施行する。

附 則

この定款の変更は、大分県知事の認可のあった日（平成１７年１２月１６日）から施行する。

附 則

この定款の変更は、大分県知事の認可のあった日（平成１８年１月３１日）から施行する。

附 則

この定款の変更は、大分県知事の認可のあった日（平成１８年８月２５日）から施行する。

附 則

この定款の変更は、平成１９年 ７月 １日から施行する。

附 則

この定款の変更は、大分県知事の認可のあった日（平成１９年７月１９日）から施行する。

附 則

この定款の変更は、大分県知事の認可のあった日（平成２０年２月２１日）から施行する。

附 則

この定款の変更は、大分県知事の認可のあった日（平成２１年４月６日）から施行する。

附 則

この定款の変更は、大分県知事の認可のあった日（平成２１年４月２０日）から施行する。

る。

附 則

この定款の変更は、大分県知事の認可のあった日（平成21年11月13日）から施行する。

附 則

この定款の変更は、大分県知事の認可のあった日（平成21年12月3日）から施行する。

附 則

この定款の変更は、大分県知事の認可のあった日（平成22年4月30日）から施行する。

附 則

この定款の変更は、大分県知事の認可のあった日（平成23年2月10日）から施行する。

附 則

この定款の変更は、大分県知事の認可のあった日（平成23年7月6日）から施行する。

附 則

この定款の変更は、大分県知事の認可のあった日（平成24年2月8日）から施行する。

附 則

この定款の変更は、大分県知事の認可のあった日（平成24年4月1日）から施行する。

附 則

この定款の変更は、大分県知事の認可のあった日（平成24年4月25日）から施行する。

附 則

この定款の変更は、大分県知事の認可のあった日（平成24年6月1日）から施行する。

附 則

この定款の変更は、大分県知事の認可のあった日（平成24年10月24日）から施行する。

附 則

この定款の変更は、大分県知事の認可のあった日（平成25年5月8日）から施行する。

附 則

この定款の変更は、大分県知事の認可のあった日（平成25年10月22日）から施行する。

附 則

この定款の変更は、大分県知事の認可のあった日（平成25年11月5日）から施行する。

附 則

この定款の変更は、大分県知事の認可のあった日（平成26年2月14日）から施行する。

附 則

この定款の変更は、大分県知事の認可のあった日（平成27年1月19日）から施行する。

附 則

この定款の変更は、大分県知事の認可のあった日（平成27年2月24日）から施行する。

附 則

この定款の変更は、大分県知事の認可のあった日（平成27年7月7日）から施行する。

附 則

この定款の変更は、大分県知事の認可のあった日（平成27年12月22日）から施行する。

附 則

この定款の変更は、大分県知事の認可のあった日（平成28年4月22日）から施行する。

附 則

この定款の変更は、大分県知事の認可のあった日（平成28年11月1日）から施行する。